

2025年4月改正法施行にむけた 改正建築物省エネ法講習会

仕様基準編

2025年2月12日

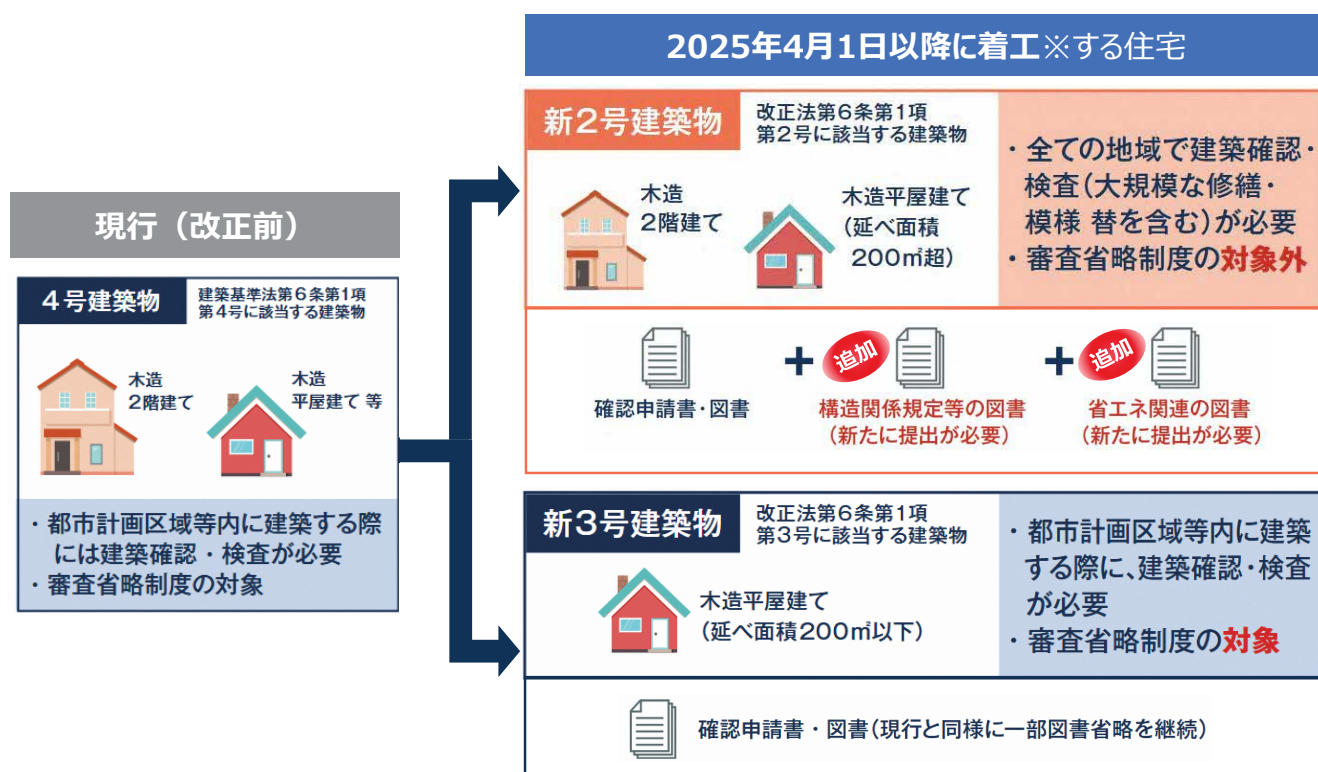
本日のレジュメ

- 改正の概要
- 外皮性能・一次エネルギー消費性能を仕様基準で適合する方法
- 外皮性能を仕様基準、一次エネルギー消費性能をWebプログラムで適合する方法
- 仕様ルートにおける設計図書の作成方法
- 仕様ルートにおける工事監理
- 誘導仕様基準

改正の概要

3

4号特例が縮小され 確認申請の際に構造・省エネ関連の図書の添付が必要になります



※「着工」とは、「杭打ち工事」、「地盤改良工事」、「山留め工事」又は「根切り工事」に係る工事が開始された時点を指します。

4

原則 全ての新築住宅に省エネ基準適合が義務付けられます

300㎡未満の小規模木造住宅は説明義務から適合義務へ

届出義務制度（現行300㎡以上の住宅に適用）及び説明義務制度（現行300㎡未満の住宅・非住宅に適用）は、**2025年4月以降廃止**されます。

	現行（改正前）			2025年4月1日以降に 着工する住宅	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務 2017.4～	届出義務	➡	適合義務 2017.4～	適合義務
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務		適合義務 2021.4～	適合義務
300㎡未満 小規模	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

新3号建築物（一部図書省略）でも省エネ基準適合が必要です。

省エネ基準適合対象外の建築物

- ・床面積の合計が10㎡以下の新築増築
- ・高い開放性を有し空調設備が必要ない建築物（自動車庫、常温倉庫、神社、寺院等）
- ・歴史的建造物
- ・文化財の建築物等

5

建築確認手続きの中で、省エネ基準への適合性審査を行います

省エネ基準への適合性審査には、

「省エネ適判が必要」なものと**「省エネ適判が不要」**なものに分かれます。

国土交通省ホームページより

	非住宅	住宅
		審査が容易な場合※3
300㎡以上	適合性判定／建築確認・検査	【省エネ適判必要】 適合性判定／ 建築確認・検査
300㎡未満	適合性判定／建築確認・検査	【省エネ適判不要】 【(2)】建築確認・検査
平屋かつ 200㎡以下	【(1)②】省エネ基準への適合性審査・検査省略（構造・防火並び）※2 【(1)①】建築確認・検査不要※1	

【適合義務対象建築物における手続き・審査の要否】

※1 都市計画区域・準都市計画区域の外の建築物（平屋かつ200㎡以下）

※2 都市計画区域・準都市計画区域の内の建築物（平屋かつ200㎡以下）で、建築士が設計・工事監理を行った建築物

※3 仕様基準による場合（省エネ計算なし）等

設計住宅性能評価、長期優良住宅等計画の認定又は長期使用構造等の確認を受け、当該設計住宅性能評価書若しくは長期優良住宅建築等計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書又はその写しを添付する場合も、省エネ適判の手続きは不要となります。

省エネ適判（省エネ適合性判定）とは

建築物の新築・増改築時に国が定める省エネ基準に適合しているかを設計内容を元に、**省エネ判定機関が判定**することです。

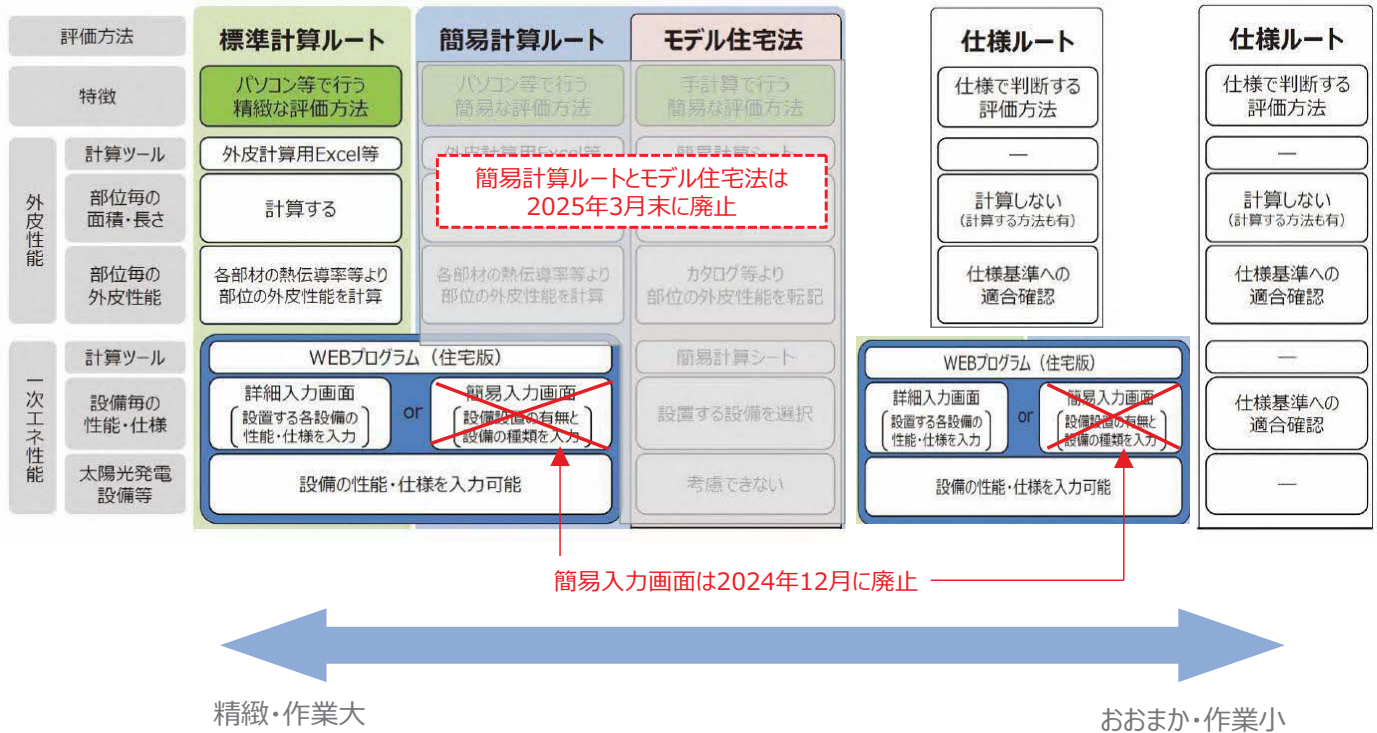
6

2025年4月以降の戸建住宅の省エネルギー基準の評価方法

適判必要

適判不要

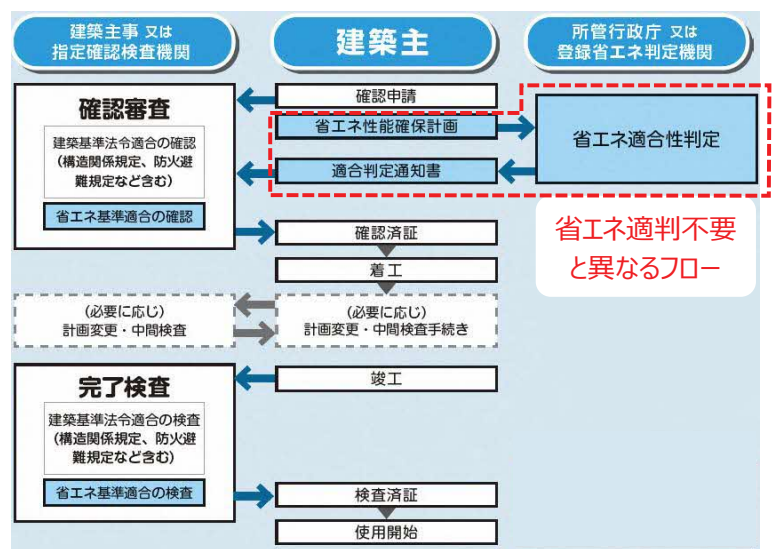
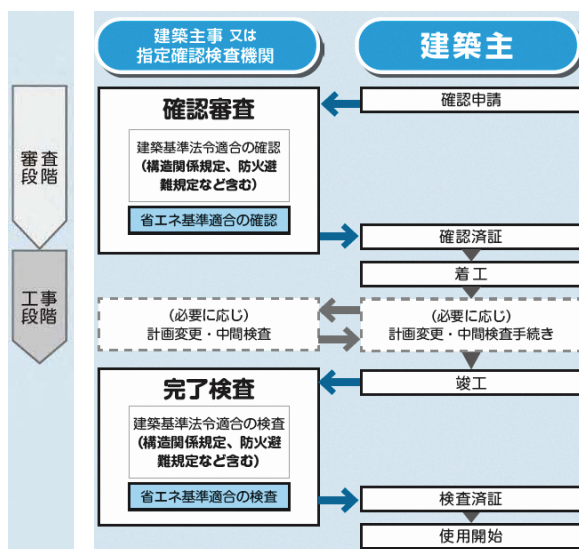
併用ルート
2023年10月から運用開始
外皮標準計算+一次エネ仕様も可



省エネ適判の要否による審査フローの違い

省エネ適判が不要

省エネ適判が必要



□ : 建築基準法上必要な手続き
■ : 建築物省エネ法により追加されている手続き

省エネ判定機関が、指定確認検査機関を兼ねている場合は、同時に申請することもできます。

省エネ基準適合方法：標準計算ルートの概要

適判必要

外皮性能基準

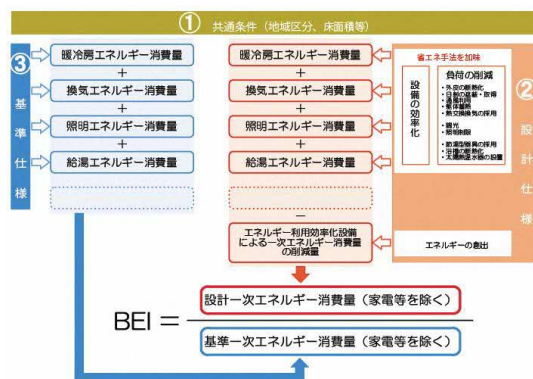
外皮平均熱貫流率と冷房期の平均日射熱取得率が以下の基準値以下になることを計算で確認

地域の区分	1~2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率 [W/m ² ・K]	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	-
冷房期の平均日射熱取得率	-	-	-	3.0	2.8	2.7	6.7

一次エネルギー消費量基準

Webプログラムの計算結果がBEIが1.0以下になることを確認

BEI ≤ 1.0
(太陽光発電設備及びコージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む)



BEI : Building Energy Index

外皮性能基準・一次エネルギー消費量基準とも計算により、省エネ基準の適合確認を行います。
精緻な計算ができますが、手間がかかります。

9

省エネ基準適合方法：外皮仕様+一次エネWebプログラムの概要

適判必要

外皮性能基準

断熱材の熱抵抗Rは基準値以上、開口部の熱貫流率U、日射遮蔽対策が基準値以下になることをカタログ等で確認

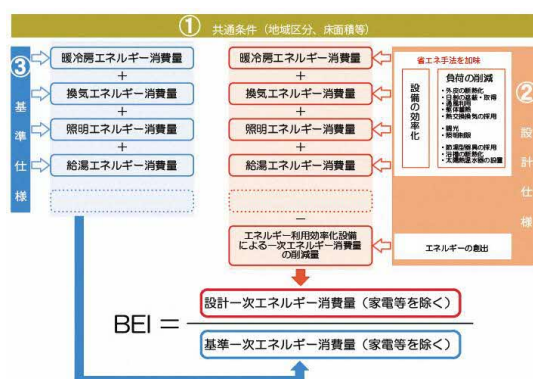
断熱材の熱抵抗 R [m ² ・K/W]			
表中の数値以上であること			
部位		4~7 地域	
		充填断熱	外張り断熱
屋根 又は 天井	屋根	4.6	4.0
	天井	4.0	
壁	外気に接する部分	2.2	1.7
	その他の部分	2.3	2.5
床	外気に接する部分	3.3	2.5
	その他の部分	3.1	—
土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	2.2	1.7
	その他の部分	2.0	0.5

開口部の熱貫流率 U [W / (m ² ・K)] と日射遮蔽対策		
表中の数値以下であること		
開口部	4 地域	5~7 地域
熱貫流率	3.5	4.7
日射遮蔽対策	—	以下のいずれか ● 開口部の日射熱取得率が 0.59 以下であるもの ● ガラスの日射熱取得率が 0.73 以下であるもの ● 付属断熱材を設けるもの ● ひさし、軒等を設けるもの

一次エネルギー消費量基準

Webプログラムの計算結果がBEIが1.0以下になることを確認

BEI ≤ 1.0
(太陽光発電設備及びコージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む)



BEI : Building Energy Index

外皮性能基準は製品カタログ等との照合で、一次エネルギー消費量基準はWebプログラムにより、省エネ基準の適合確認を行います。比較的簡単な方法です。

10

省エネ基準適合方法：外皮仕様＋一次エネ仕様の概要

適判不要

外皮性能基準

断熱材の熱抵抗Rは基準値以上、開口部の熱貫流率U、日射遮蔽対策が基準値以下になることをカタログ等で確認

部 位		4～7 地域		
		充填断熱		外皮断熱
		軸組構法	枠組壁工法	
屋根 又は 天井	屋根	4.6		4.0
	天井			
壁		2.2	2.3	1.7
	外気に接する部分	3.3	3.1	2.5
床	その他の部分	2.2	2.0	—
土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	1.7		
	その他の部分	0.5		

開口部	4 地域	5～7 地域
熱貫流率	3.5	4.7
日射遮蔽対策	—	- 以下のいずれか - 開口部の日射熱取得率が 0.59 以下であるもの - ガラスの日射熱取得率が 0.73 以下であるもの - 付属断熱材を設けるもの - ひさし、軒等を設けるもの

※部位断面の熱貫流率（熱貫流率の計算が必要）の値による適合方法もあります。

外皮性能基準・一次エネルギー消費量基準とも製品カタログ等との照合で省エネ基準の適合確認を行います。
 大まかな方法ですが、計算不要で手間はかかりません。

一次エネルギー消費量基準

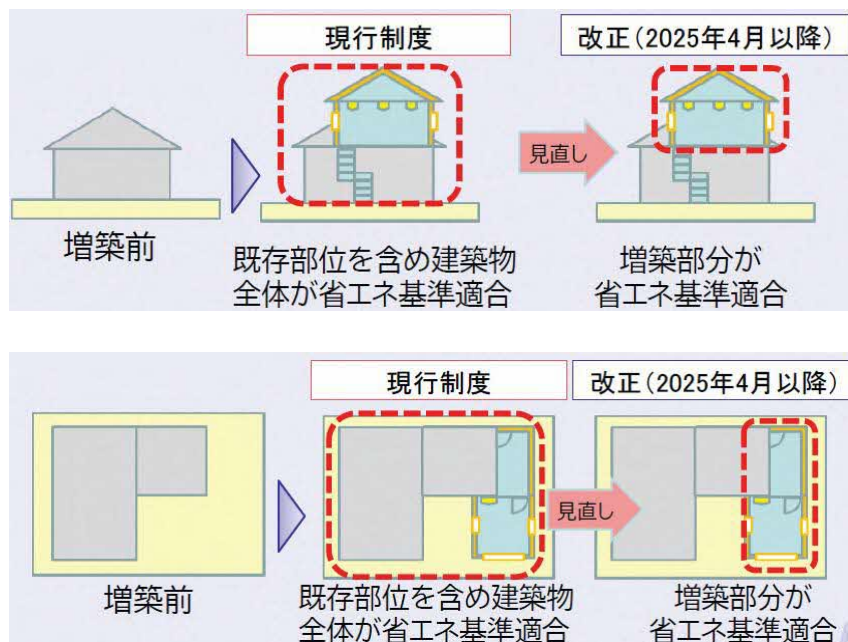
各設備が、以下の仕様基準に適合しているかをカタログ等で確認

設 備	4 地域	5～7 地域
空調設備	ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの 以下の (イ) から (ハ) までのいずれか (イ) 温水循環用/冷媒ガスエアーであって、以下のいずれかの熱源機を用い、かつ配管に断熱措置があるもの ●石油熱源機であって、JIS 53031 に規定する熱効率率が 83.0% 以上であるもの ●ガス熱源機であって、JIS 52112 に規定する熱効率率が 78.9% 以上であるもの ●フロン類が冷媒として使用された電気ヒートポンプ熱源機 (ロ) 強制対流式の密閉式石炭ストーブであって、JIS 53031 に規定する熱効率率が 86.0% 以上であるもの (ハ) ルームエアコンディショナーであって、JIS 88615-1 に規定する総消費電力も消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの $-0.321 \times \text{総消費電力 [kW]} + 6.16$	以下の (イ) または (ロ) のいずれか (イ) 温水循環用/冷媒ガスエアーであって、以下のいずれかの熱源機を用い、かつ配管に断熱措置があるもの ●石油熱源機であって、JIS 53031 に規定する熱効率率が 87.8% 以上であるもの ●ガス熱源機であって、JIS 52112 に規定する熱効率率が 82.5% 以上であるもの ●フロン類が冷媒として使用された電気ヒートポンプ熱源機 (ロ) ルームエアコンディショナーであって、JIS 88615-1 に規定する総消費電力も消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの $-0.321 \times \text{総消費電力 [kW]} + 6.16$
冷房設備	ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの ルームエアコンディショナーであって、JIS 88615-1 に規定する冷房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの $-0.504 \times \text{冷房能力 [kW]} + 5.88$	以下のいずれか ●比消費電力（熱交換装置を採用する場合にあっては比消費電力を有効冷房能力で除した値）が 0.3 [W/(m ² ・h)] 以下の熱交換装置 ●内径 75mm 以上のダクト及び高圧電機機を用いるダクト式第一種換気装置（熱交換装置を採用しない場合に限り） ●内径 75mm 以上のダクトを用いるダクト式第二種換気装置又はダクト式第三種換気装置 ●壁付式第二種換気装置又は壁付式第三種換気装置
給湯設備	以下のいずれか ●石油熱源機であって、JIS 52075 に規定するモード熱効率率が 81.3% 以上であるもの ●ガス給湯機であって、JIS 52075 に規定するモード熱効率率が 83.7% 以上であるもの ●二酸化炭素 (CO ₂) が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機であって、JIS C9220 に規定する冷熱回収機能を使用しない場合の年間給湯温効率率 又は 年間給湯効率率が、2.9 以上であるもの	以下のいずれか ●石油給湯機であって、JIS 52075 に規定するモード熱効率率が 77.8% 以上であるもの ●ガス給湯機であって、JIS 52075 に規定するモード熱効率率が 78.2% 以上であるもの ●二酸化炭素 (CO ₂) が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機
照明設備	非設置に白熱灯 又は これと同等以下の性能の照明設備を採用しないこと	

増改築を行う場合の省エネ基準適合対象が変わります

増改築を行う部分のみ省エネ基準に適合してください（床面積の合計が10㎡以下の増改築は対象外）

同一敷地内における別棟増築の場合は新築と同様の扱いになります。



増改築を行う場合の省エネ基準適合対象が変わります

増改築に係る部分の省エネ基準への適合の評価方法（R6年7月4日 国交省住宅局参事官 事務連絡より）

- 外皮性能は仕様基準等により、一次エネルギー消費量は標準計算又は仕様基準等により、それぞれ行う。
- 外皮性能について当該増改築工事において施工する外皮部分のみを評価し、既存部分と増改築部分の境界となる壁や床は評価対象外とする。
- 一次エネルギー消費量についても当該増改築工事の部分に設置する設備のみを評価し、標準計算ルートで評価する場合には、住宅の増改築に対応した住宅版プログラム（令和6年12月公開）を活用されたい。

入力画面（令和6年12月版）

エネルギー消費性能計算プログラム 住宅版 BETA version

計算条件の入力 確認 保存 計算結果の確認

基本情報 外皮 暖房 冷房 換気 熱交換 給湯 照明 太陽光 太陽熱 コージェネ

基本情報

1 基本情報を入力して下さい。

住宅タイプの名称

入力責任者

住宅の建て方 ☒ 戸建住宅 ☐ 共同住宅

住戸の評価方法 ☐ 住戸全体を対象に評価する ☒ 増改築部分を対象に評価する

住戸の評価方法

☐ 住戸全体を対象に評価する

☒ 増改築部分を対象に評価する

出力画面（令和6年12月版）

外皮性能

外皮平均熱貫流率	0.87 W/m ² K
冷房期の平均日射熱取得率	2.8
暖房期の平均日射熱取得率	4.3

BEI

0.99

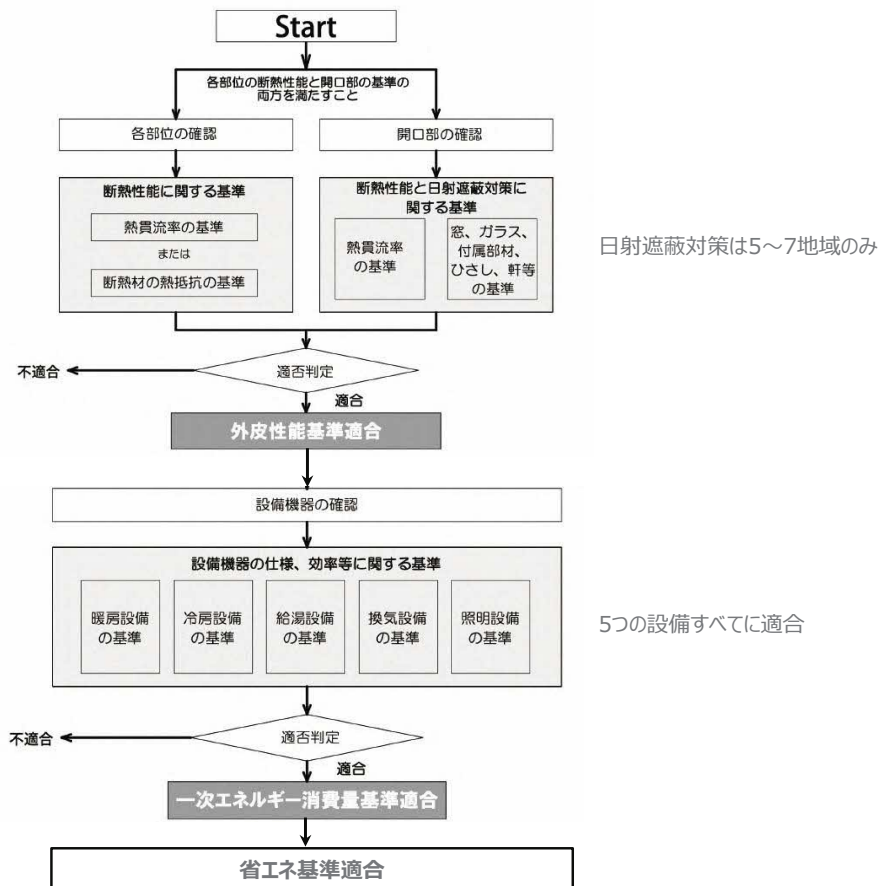
13

外皮性能・一次エネルギー消費性能を仕様基準で適合する方法

- ・一戸建て住宅を対象としています。
- ・長屋や共同住宅は対象外です。

14

仕様基準のフロー



15

外皮の仕様基準について

●外皮の仕様基準には

断熱材の熱抵抗の基準

外皮の熱貫流率の基準

の2つがあり、どちらを用いることもできます。ただし、**部位によって使い分けることはできません。**

それぞれの基準の特徴は以下の通りです。

断熱材の熱抵抗の基準 (本資料で説明)	外皮の部位ごとに、断熱工法の種別に応じて、基準で定める熱抵抗値以上の性能を有する断熱材を設けているかを確認する方法	- 断熱材のみを評価 - 原則計算不要	熱抵抗 : $R[\text{m}^2 \cdot \text{K}/\text{W}]$ 数値が大きいほど断熱性能が高い
外皮の熱貫流率の基準	外皮の部位ごとに、層構成等に応じて熱貫流率を計算によって求め、基準で定める熱貫流率等に適合していることを確認する方法	- 層を構成している部材を評価できる - 熱貫流率の計算必要	熱貫流率 : $U[\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})]$ 数値が小さいほど断熱性能が高い

●開口部の仕様基準には「熱貫流率の基準」と「日射遮蔽対策の基準（5～8地域）」があり、

・1～4地域は「熱貫流率の基準」のみ

・5～8地域は「熱貫流率の基準」と「日射遮蔽対策の基準」の両方

に適合します。

16

仕様基準ガイドブックの使い方

仕様ガイドブックの使い方についてはガイドブックのP4～5を参照してください。

省エネ基準への適否の確認方法

地域の区分の確認

建設地の「地域の区分」を「地域の区分一覧表」26ページにより確認します。

【省エネ基準適否チェックリスト】

【省エネ基準適否チェックリスト】

省エネ基準適否チェックリスト (記入例)

2022.11.11

建設地の区分: 4 地域 5~7 地域 東京 文京

1 断熱材の熱抵抗Rの確認

部位	断熱材の種類	厚さ (mm)	熱抵抗R (㎡K/W)	基準値	適否
天井	グラスウール (90mm)	90	0.14	0.14	○
床	グラスウール (90mm)	90	0.14	0.14	○
外壁	断熱材 (100mm)	100	0.08	0.08	○
窓	断熱材 (100mm)	100	0.08	0.08	○
ドア	断熱材 (100mm)	100	0.08	0.08	○
開口部	断熱材 (100mm)	100	0.08	0.08	○
設備機器	断熱材 (100mm)	100	0.08	0.08	○

2 開口部(窓、ドア)の熱貫流率Uと日射遮蔽対策の確認

開口部	熱貫流率U (W/㎡K)	基準値	適否
窓	4.7	4.7	○
ドア	4.1	4.1	○
開口部	2.9	2.9	○

3 設備機器の仕様の確認

省エネ基準への適否を確認する3つの項目

1 断熱材の熱抵抗R

2 開口部(窓、ドア)の熱貫流率Uと日射遮蔽対策

3 設備機器の仕様

18 ページ

19~23 ページ

24~25 ページ

26~27 ページ

開口部(窓、ドア)の熱貫流率Uと日射遮蔽対策の確認

窓については建具とガラスの組合せ、ドアについては枠と戸の組合せに基づいて熱貫流率Uと日射遮蔽対策を確認します。



設備機器の仕様の確認

暖冷房・換気・給湯・照明設備の4つの設備機器の仕様を確認します。省エネルギー消費性능計算プログラムで確認することもできます。



19

仕様基準ガイドブックの使い方

断熱材の熱抵抗R、開口部、設備に適合するための説明ページです。こちらも併せて確認してください。

1 断熱材の熱抵抗R

2 開口部(窓、ドア)の熱貫流率Uと日射遮蔽対策

3 設備機器の仕様

4 地域

5~7 地域

4 地域

省エネ基準への適否を確認する3つの項目

1 断熱材の熱抵抗R

2 開口部(窓、ドア)の熱貫流率Uと日射遮蔽対策

3 設備機器の仕様

18 ページ

19~23 ページ

24~25 ページ

26~27 ページ

20

仕様ルートで適合するのに必要な作業

- Step1 建設場所の地域区分を確認する
- Step2 断熱構造する部位を確認する
- Step3 各部位の断熱材の熱抵抗を確認する
- Step4 開口部の断熱性能と日射遮蔽対策を確認する
- Step5 設備を確認する

21

Step 1 建設場所の地域区分を確認する

22